

藤井 賢二

竹島問題と韓国

671

ふじい・けんじ 日本安全保障
戦略研究所研究員。島根県竹島問
題研究顧問。島根県吉賀町出身。
近著に「サンフランシスコ平和条
約の領土条項と竹島」（日本国際
問題研究所HP掲載）がある。



た。もちろん、日本がその
帝国を旧朝鮮国に拡大した
際に朝鮮の他の領土とともに
併合された」とあるではないか
といふのである。

うな主張は無意味である
が、最近も、「かつて強硬
な『ラスク書簡』を発出し
て韓国側の要求を拒否した
米国側でも、条約調印後に
次のような注目すべき文書
が作成されていました」と、
この報告を強調する本が出
版された（坂本悠一『歴史
からひもとく竹島／独島領
有権問題—その解決への道
のり』清水書院）。

この報告は1952年9月

米国は韓国の抗議文にあ
る「『独島（リアンクール
岩）は：大韓民国の領土の
一部である』との声明に注
目します。合衆国政府のこ
の島の地位に対する理解
は、ワシントンの韓国大使
に宛てたティーン・ラスク
国務次官補の1951年8月
10日付通牒において述べ
られています。」

韓国の言い分に根拠があ
るかのようない片的な資料
を拾い集めて、動搖を誘う
手法に惑わされてはならな
い。韓国政府は平和条約で
竹島が日本領に残されたこ
とを国民に知らせず、誤解
と日本への反感が韓国人の
間に拡大するのを放置して
不法占拠を続けた。この事
実を韓国人が知ることが、
竹島問題解決のためにまず
なされるべきことである。

ス「平和条約で日本領に残
された。1951年7月に
韓国は竹島を自國領とする
よう要求したが、すでに竹
島を日本領と判断していた
米国は、韓国宛ての公文
（『ラスク書簡』）でそれ
を拒否し、平和条約は9月
に調印された。

ところが、その後米国は
判断を変更したという主張
がある。例えば、1952
年10月3日付で東京の米国
大使館から本国国務省に送
られた報告には、竹島は「か
つて朝鮮王朝に属してい
た。もちろん、日本がその
帝国を旧朝鮮国に拡大した
際に朝鮮の他の領土とともに
併合された」とあるではない
かといふのである。

うな主張は無意味である
が、最近も、「かつて強硬
な『ラスク書簡』を発出し
て韓国側の要求を拒否した
米国側でも、条約調印後に
次のような注目すべき文書
が作成されていました」と、
この報告を強調する本が出
版された（坂本悠一『歴史
からひもとく竹島／独島領
有権問題—その解決への道
のり』清水書院）。

この報告は1952年9月

「ラスク書簡」隠ぺいの責任

月に竹島で米軍の爆撃訓練
が行われたという韓国の新
聞報道をきっかけに作成さ
れた。韓国政府の統制が未
熟なため韓国人の竹島への
出漁を規制できず爆撃訓練
で事故が起きる危険性があ
ると、本国政府に注意を促
した文書である。「ラスク
書簡」のように米国の公式
見解を韓国に伝えたもので
はない。韓国は11月10日に
米国に抗議し、米国は12月
4日に回答した。回答は時
間が経っているため爆撃訓
練の調査はできないと告げ
るものだつたが、次の文言
で結ばれていた。

1955年、韓国政府外
務部は「各在外公館長が本
問題を正當に理解して日本
人の不当な宣伝に備えるの
に参考になるよう」に「獨
島問題概論」という冊子を
制作した。1952年12月
4日付の米国の回答も収録
されていたが、何と、「ラ

スク書簡」再確認を求めた
最後の部分を「etc」と
して削除していた。平和条
約で竹島が日本領になつた
事実を、韓国政府は在外公
館の職員にも知らせなかつ
たのである。

韓国の言い分に根拠があ
るかのようない片的な資料
を拾い集めて、動搖を誘う
手法に惑わされてはならな
い。韓国政府は平和条約で
竹島が日本領に残されたこ
とを国民に知らせず、誤解
と日本への反感が韓国人の
間に拡大するのを放置して
不法占拠を続けた。この事
実を韓国人が知ることが、
竹島問題解決のためにまず
なされるべきことである。

オピニオン